

砺波市立学校規模適正化検討委員会設置要綱

令和5年4月26日
教育委員会告示第10号

(設置)

第1条 砺波市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の適正規模及び適正配置について検討し、子供たちにとってより良い学校教育環境の整備に取り組むため、砺波市立学校規模適正化検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について協議し、その結果を教育委員会に答申するものとする。

- (1) 学校の適正規模、適正配置等の具体的方策に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員18人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域の代表者
- (3) 保護者の代表者
- (4) 学校関係者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

5 委員会は、公開とする。ただし、委員会の決定により、非公開とすることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行後、最初に委嘱される委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。

(招集の特例)

3 この告示の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第5条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。